

埼玉県訓令第十二号

訓 令

本 庁
地 域 機 関

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年九月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中	埼玉県建築主事印	同	埼玉県印	埼玉県印	建築基準法による確認書及び通知書	
	埼玉県建築主事印	同	埼玉県印	埼玉県印	埼玉県印	建築基準法による確認書及び通知書

を

埼玉県建築主事印	埼玉県建築主事印	同	埼玉県印	埼玉県印	建築基準法による確認書及び通知書
埼玉県検査実施者印	埼玉県検査実施者印	同	埼玉県印	埼玉県印	建築基準法による検査書及び通知書

に改める。

法による確認書及び通知書	建築主事
法による検査書及び通知書	検査実施者

附 則

この訓令は、令和六年十一月一日から施行する。